

令和6年度 集団指導

～訪問系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 移動支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係

説明内容

- 1 業務管理体制に係る届出について
- 2 第三者評価の実施状況について
- 3 喀痰吸引等支援体制加算について
- 4 関係法令等



1 業務管理体制に係る届出について

※移動支援を除く

業務管理体制の整備

障害者総合支援法 第51条の2

- 法令遵守責任者等を整備すること
- 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること
- 届け出た事項に変更があったときに、遅滞なく、その旨を届け出ること

平成24年4月より
義務化

- ◆ 「業務管理体制の整備に関する事項の届出」を提出したことがわかる書類があるか。
- ◆ 届出状況がわからない場合は届出先に問い合わせよう。

未届の場合は、速やかに手続をしてください。

届出先について

※事業者として届け出るものです。

事業所が

都内のみに所在する

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課在宅支援担当
03-5320-4325

2つ以上の都道府県に
所在する

厚生労働省本省
(社会・援護局障害保健福祉部
企画課監査指導室)
03-5253-1111

区分

届出先が変更になる場合（区分の変更）は、
変更する前と後の2か所の行政機関へ届け出る必要があります💡

届出事項の変更

変更届を提出する必要がある事項

- ◆ 法人の種別、名称
- ◆ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ◆ 代表者氏名、生年月日
- ◆ 代表者の住所、職名
- ◆ 事業所名称等および所在地
- ◆ 法令遵守責任者の氏名および生年月日
- ◆ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ◆ 業務執行の状況の監査の方法の概要

届出のしおり

実施の義務は
ナシ。

2 第三者評価の実施状況について

記載・掲示の
義務はアリ！

重要事項説明書に記載すること

第三者評価

実施なし

重説（実施なしver.）

- ・ 第三者評価 実施なし

実施あり

重説（実施ありver.）

- ・ 実施した直近年月日：令和■年■月■日に実施
- ・ 評価機関の名称：●●機構
- ・ 評価結果の開示状況：▲▲▲で公表

▶ 掲示すること

東京都条例第155号の概要

- ▶ 見やすい場所に掲示（備え付け）すること。
- ▶ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（具体的には以下のとおり）を掲示すること。
 - ・ 運営規程の概要
 - ・ 従業者の勤務の体制
 - ・ 事故発生時の対応
 - ・ 苦情処理の体制
 - ・ **提供するサービスの第三者評価の実施状況**

重要事項説明書を
掲示することでクリア！

※具体については解釈通知に定められています。

3 喀痰吸引等支援体制加算について

※移動支援を除く

喀痰吸引加算の算定要件

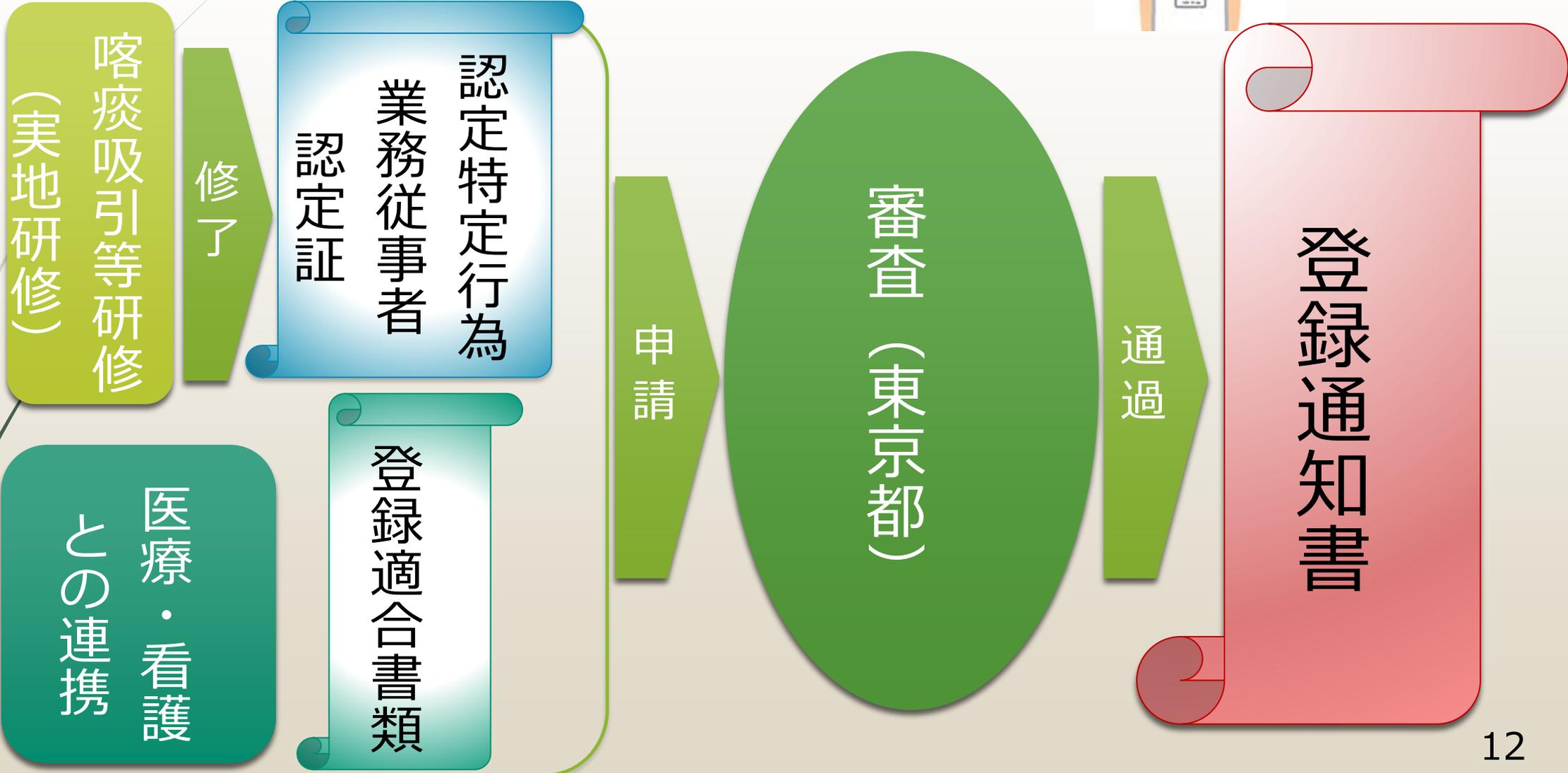
注意！

- ◆ 登録特定行為事業者であること
- ◆ 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行うこと
- ◆ 1日につき100単位

- ◆ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定していないこと
- ◆ 入院中の利用者でないこと
(※重度訪問介護のみ)

注意！

登録特定行為事業者となるには



A decorative graphic on the left side of the slide. It features a solid green arrow pointing to the right, with several thin, curved lines in shades of green and grey extending upwards and outwards from its base. The background of the slide is a light beige gradient.

4 關係法令等

～法令～

- 障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準等～

- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
【[都条例 第155号](#)】
- 東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
施行規則【[都規則 第175号](#)】

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
【[障発第1206002号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～業務管理体制に関する手引き～（1に関すること）

- 業務管理体制の届出のしおり
- 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成24年2月20日）

～喀痰吸引に関する手引き～（3に関すること）

- 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録 申請の手引き
- 喀痰吸引等事業者（特定行為事業者）の登録について（東京都福祉局HP）
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/tankyuin/jigyoshatouroku>